

声 明

2023年3月6日 福岡優生保護法被害弁護団

本日、仙台地方裁判所は、旧優生保護法違憲国家賠償請求訴訟につき、原告被害者の請求を認容する判決を言い渡した。

本判決は、これまでの各判決同様、旧優生保護法に基づく優生手術が、個人の尊重という日本国憲法の基本理念に照らし不合理であることは明らかであり、手段の合理性を欠くことも明らかで憲法13条に反すること、精神病等の特定の疾患を有する者について法的な差別的取扱をするものであり、そのような取扱の差異を正当化する合理的な根拠はおよそ見出し難く憲法14条1項に反すること、また子をもうけるか否かについての意思決定をする自由を侵害していたもので、憲法24条2項に違反すると明確に指摘した。

そして、大阪高裁判決、東京高裁判決、熊本地裁判決、静岡地裁判決に続き、除斥期間の適用を認めなかった。

このたびの判決は、旧優生保護法とこれに基づく施策は、障害者一般に対する差別・偏見を正当化・固定化しこれを強化する結果をもたらし、それは原告らにも内面化され、権利行使の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な状況におかれていたとして、除斥期間の適用を認めることは、著しく正義・公平の理念に反するとした。そして、各原告については、関係者の支援を得て法律相談を実現するまで、このような状況は解消されていなかったとして、除斥期間の適用を制限すべき特段の事情があるものと認め、原告らの損害賠償請求権が消滅したということとはできないと明言した。

本件の本質を踏まえて、各原告が具体的に権利行使を可能にする法律相談が実現するまで除斥期間の適用を制限すべきとした本判決は、個別の被害者の実状に鑑み、その被害回復をはかるもので、全ての被害者の被害回復につながりうる判決として、高く評価できる。

旧優生保護法の被害者に対し、除斥期間の適用を制限すべきとする司法判断の流れは、今回の仙台地裁判決によっていっそう確かなものとなった。

国には、もはや一刻の猶予も許されない。国は、一連の司法からのメッセージを真摯に受け止め、速やかにすべての関連訴訟について責任を認め、和解に向けた対応をとるとともに、全面解決に向けた交渉のテーブルにつくべきである。

当弁護団も、全ての優生政策の被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想および障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をしていく決意である。